

スーパーグローバルハイスクール（SGH）に関する質問事例

※下線は平成 26 年 1 月 29 日更新

目次

1. 研究開発のための組織体制 4

- Q1. 管理機関において、運営指導委員会のような組織を立ち上げる必要がありますか？(1/29 追記) 4
- Q2. 運営指導委員会の人数の上限又は下限や、開催頻度の決まりはありますか？(1/22 追加) 4
- Q3. 運営指導委員会は、第三者によって組織するものとされていますが、構成員の考え方を教えてください。(1/22 追加, 1/29 追記) 4
- Q4. ある学校の運営指導委員が、他の学校の運営指導委員を兼務することはできますか？(1/29 追加) 4

2. 研究開発の対象、実施規模 5

- Q1. 対象となる生徒を特定の学科やコースのみとするなど、研究開発の実施規模として一部の生徒をのみを対象としても良いですか？ 5
- Q2. SGH の教育課程は、平成 26 年度入学生から適用する必要がありますか？ 5
- Q3. 平成 27 年度から開校予定の新設校で取組を実施したいのですが、平成 26 年度から指定を受けることは可能ですか？ 5
- Q4. 成果指標の対象は学年全員ですか、それとも SGH の対象生徒のみですか？ 5
- Q5. SGH の対象となる取組は、人文科学・社会科学分野のみですか？ 5

3. 教育課程編成 5

- Q1. SGH 用の教育課程を編成する必要はありますか？ 5
- Q2. 求められている課題研究と総合的な学習の時間との関係性を教えてください。 .. 6

4. 大学、企業、国際機関等との連携 6

- Q1. 国際化に重点を置く大学との連携については、どのような内容が考えられますか？ 6

| | |
|--|----------|
| Q2. 大学や海外の高校との連携については、申請時にどこまで調整している必要がありますか？ | 6 |
| Q3. これまでも特定の大学と高大連携をしてきましたが、更に新たな大学との連携が必要になりますか？..... | 6 |
| Q4. ICT や海外研修に関する取組について、企業との共同開発は認められますか？.. | 6 |
| Q5. 1つの高等学校等が複数の大学等と連携することは可能ですか？また、1つの大学等が複数の高等学校等と連携することは可能ですか？(1/29 追加) | 6 |
| 5. 海外研修 | 7 |
| Q1. アジア地域への海外研修を検討していますが、渡航先の国は英語圏である必要がありますか？ | 7 |
| Q2. 今の高校生の英語力ではプロジェクト学習・共同研究などはハードルが高いため、語学力育成を含む研修にしても良いですか？ | 7 |
| Q3. 教員の語学力強化等を目的とした海外研修は支援対象となりますか？ | 7 |
| Q4. なるべく多くの生徒が海外研修に参加できるよう、生徒に自己負担を求めて良いですか？ | 7 |
| 6. 帰国・外国人教員について | 7 |
| Q1. ALTとの違いは何ですか？ | 7 |
| Q2. SGHの入件費で、民間の人材派遣会社に雇用されている外国人を指導補助者として雇用することはできますか？ | 7 |
| 7. 学校環境の国際化について | 8 |
| Q1. 帰国・外国人生徒はどの程度受け入れる必要がありますか？ | 8 |
| 8. 評価・成果の普及について | 8 |
| Q1. 成果の普及はどの程度行う必要がありますか？ | 8 |
| Q2. 国は、全国のSGH生が取り組んだ課題研究内容について発表する場を企画していますか？ | 8 |
| Q3. 公益性の高いコンクールやコンテストとは、例えばどのようなものがありますか？ | 8 |

| | |
|--|----|
| Q4. 「国際化に重点を置く大学」とは、具体的にどのような大学ですか？(1/29 修正) | 8 |
| Q5. CEFR の B1～B2 レベルとは、具体的にどの程度の英語力を指すのですか？ (1/22 追加) | 8 |
| 9. 経費について | 8 |
| Q1. 上限約 1,600 万円というのは、1 年間の支援額ですか、それとも 5 年間の総額ですか？また、1 年間の支援額の場合、2 年目以降の支援額はどうなりますか？.... | 8 |
| Q2. 支援対象外となる経費を教えてください。 | 9 |
| Q3. 海外大学進学サポート（エッセイの添削や SAT 対策等）に係る費用は対象となりますか？ | 9 |
| Q4. 連携協力を行う学校に係る費用は支援対象となりますか？ | 10 |
| Q5. 運営指導委員会の運営に係る経費は支援対象となりますか？(1/29 追加) | 10 |
| Q6. 海外から研究者や高校生を招聘する費用は支援対象となりますか？(1/29 追加) | 10 |
| Q7. 国内外の研修を実施する際、航空券の手配やバスの借り上げ等を旅行会社へ委託する予定です。この場合は「スーパーグローバルハイスクール委託要項」の「8. 再委託」に該当しますか？(1/29 追加)..... | 10 |
| 10. 他事業との関係 | 10 |
| Q1. 同一校が、SSH と SGH の両方に指定される可能性はありますか？..... | 10 |
| Q2. SGH に指定されるためには、国際バカロレアのカリキュラムを導入する必要がありますか？..... | 10 |
| 11. 今後の予定 | 11 |
| Q1. 平成 26 年度以降も新規の指定はありますか？..... | 11 |

1. 研究開発のための組織体制

Q1. 管理機関において、運営指導委員会のような組織を立ち上げる必要がありますか？

(1/29 追記)

A1. あります。スーパーグローバルハイスクール実施要項3(3)において、「管理機関は、指定校における本事業の運営に関し、専門的見地から指導、助言に当たる運営指導委員会を設けるものとする。運営指導委員会は、学校教育に専門的知識を有する者、学識経験者、関係行政機関の職員等、第三者によって組織するものとする。」としています。
なお、1つの管理機関から複数校申請する場合は、管理機関は、学校毎に運営指導委員会を設置する必要があります。

Q2. 運営指導委員会の人数の上限又は下限や、開催頻度の決まりはありますか？(1/22 追加)

A2. 運営指導委員会の人数の上限・下限や開催頻度についての決まりはありませんが、第三者委員会としてSGHの運営に対する指導、助言を専門的見地から行うに当たり、最も公平かつ有効と考えられる人数及び開催頻度を、管理機関で御判断下さい。

Q3. 運営指導委員会は、第三者によって組織するものとされていますが、構成員の考え方を教えてください。(1/22 追加, 1/29 追記)

A3. 運営指導委員会は、指定校におけるSGH事業の運営に関し、客観的に指導、助言を行う機能を担います。したがって、構成員は全員が第三者であり、専門的見地を有する必要があります。指定校や連携機関の関係者については、第三者に該当せず、オブザーバーという形での参加が望ましいと考えます。直接の連携協力者ではない場合であっても、一般的には連携機関の関係者は避けた方が良いと考えますが、どの程度の第三者性があるかについては、運営指導委員会の機能に鑑み、外部有識者としての指導、助言の実施に係る適切性が一般的合理性をもって説明可能であるかどうかによります。

また、私立学校において、同一の学校法人が設置する学校の教員等も第三者には該当しないと考えます。

実施要項3. (3)「関係行政機関」については、申請校の所在する都道府県等の地方自治体に限らず、国や独立行政法人等も対象となります。ただし、公立学校の場合、申請校を所管する教育委員会は管理機関そのものですので、第三者に該当しません。例えば、課題研究内容を所掌する行政機関やその担当部署も対象として考えられます。

Q4. ある学校の運営指導委員が、他の学校の運営指導委員を兼務することはできますか？
(1/29 追加)

A4. 学校毎に管理機関が設置する運営指導委員会の構成員は、それぞれの学校の特色や取組内容等を踏まえ、SGHの運営に関して専門的見地から指導、助言を行うことのできる人材で構成する必要があります。当該観点を踏まえ、結果的に同一人物が複数の運営指導委員会の委員を兼務することは可能です。

2. 研究開発の対象、実施規模

Q1. 対象となる生徒を特定の学科やコースのみとするなど、研究開発の実施規模として一部の生徒をのみを対象としても良いですか？

A1. SGH の取組は、グローバル・リーダーを育成するための教育課程等の研究開発であるため、より高い成果を得るために一部の生徒のみを対象とした取組を行うことも可能です。ただし、国費の適切な投入の観点から、幅広く実施可能な取組については、可能な限り多くの生徒が参加できるよう工夫してください。

なお、SGH の対象生徒をどの程度とするかは、各学校の状況によって異なります。学校全体で全ての生徒を対象に質の高い取組を実施することが可能な場合には、当然学校全体で取り組むことが奨励されます。

Q2. SGH の教育課程は、平成26年度入学生から適用する必要がありますか？

A2. SGH としての活動自体は平成26年度から開始するものの、教育課程については平成26年度入学生から適用することを必要要件とはしていませんので、平成27年度入学生から適用することも可能です。ただし、審査の際には各学校の構想調書と比較した上で評価を受けることとなります。

Q3. 平成27年度から開校予定の新設校で取組を実施したいのですが、平成26年度から指定を受けることは可能ですか？

A3. 指定時に取組の対象となる生徒が在籍せず、平成26年度を27年度以降の取組実施のための準備期間とする場合は対象外となります。ただし、学校の統合や学科の新設を予定しており、平成26年度についても既に在学している生徒を対象とした取組の実施を前提に、学校環境の変化を研究開発の比較対象の一つとして捉え、積極的に活用できるような場合には申請が可能です。

Q4. 成果指標の対象は学年全員ですか、それともSGHの対象生徒のみですか？

A4. 原則、SGHの取組の対象者としますが、SGHの対象でない生徒との比較の観点から成果を把握するため、SGHの対象でない生徒に対しても調査を実施してください。

Q5. SGHの対象となる取組は、人文科学・社会科学分野のみですか？

A5. SGHの取組は、必ずしも人文・社会科学分野のみを対象とするのではなく、グローバルな社会・ビジネスに関する課題を幅広く研究対象とします。その際、研究に当たって一部必要となる理数教育関連の取組についても、支援対象とする予定です。ただし、主たる取組が理数教育や科学技術人材育成を目的としている場合はスーパーサイエンスハイスクール（SSH）に応募してください。

3. 教育課程編成

Q1. SGH用の教育課程を編成する必要がありますか？

A1. SGHの主たる取組はグローバル・リーダーを育成するための教育課程等の研究開発で

すが、既存の教育課程をそのまま実施するからといって申請対象外にはなりません。その場合、審査の際には、既存の教育課程を維持する目的、理由等を含め総合的に判断されます。また、SGH用の学科やコースの設定についても同様とします。

- Q2. 求められている課題研究と総合的な学習の時間との関係性を教えてください。
A2. SGHで行う課題研究は、総合的な学習の時間の目的及び趣旨に沿うものであり、国の支援を活用してより発展的な取組の開発及び実践に挑戦することを想定しています。ただし、研究課題については、グローバルな社会・ビジネスに関する課題とします。

4. 大学、企業、国際機関等との連携

- Q1. 国際化に重点を置く大学との連携については、どのような内容が考えられますか？
A1. 例えば、
 - ・課題研究に関する指導を行う帰国・外国人教員等の派遣、大学生によるピアサポート
 - ・外国人留学生とのアカデミックなワークショップの実施
 - ・国際展開を担当する部署との連携を通じた海外研修等の企画・立案に対する支援
 - ・入試の改善による生徒の学習内容の適切な評価
 - ・課題研究に関連した大学の授業の提供など単位認定を含む高大連携プログラムの提供などが考えられます。
- Q2. 大学や海外の高校との連携については、申請時にどこまで調整している必要がありますか？
A2. 大学との連携については、内諾を得るなど、相当程度の実現可能性があることが必要です。したがって、構想調書には、具体的な大学名、連携協力者名、連携内容を記述してください。また、海外の高校については、これまでの交流実績や既に交渉を開始しているなど、一定程度の実現可能性があることを求めます。
- Q3. これまで特定の大学と高大連携をしてきましたが、更に新たな大学との連携が必要になりますか？
A3. 既存の取組がある場合、必ずしも新たな大学との連携を必要とはしませんが、連携内容についてはSGHで行う課題研究内容を踏まえて発展させていることが必要です。
- Q4. ICTや海外研修に関する取組について、企業との共同開発は認められますか？
A4. ICTや海外研修はあくまで課題研究を充実させるための方法の一つであり、その内容については、管理機関及び学校が責任を持つことになりますが、技術面等に関して企業との連携を行うことは考えられます。ただし、取組内容そのものを企業に再委託することは認められません。
- Q5. 1つの高等学校等が複数の大学等と連携することは可能ですか？また、1つの大学等が複数の高等学校等と連携することは可能ですか？(1/29追加)
A5. どちらも可能です。申請校においては、SGHにおける外部機関との連携の趣旨が、課

題研究内容についての質の高い指導者の確保や、実社会に即した実践的な研究の実現であることを踏まえ、適切な連携先を確保してください。

5. 海外研修

Q1. アジア地域への海外研修を検討していますが、渡航先の国は英語圏である必要がありますか？

A1. 英語圏である必要はありません。

Q2. 今の高校生の英語力ではプロジェクト学習・共同研究などはハードルが高いため、語学力育成を含む研修にしても良いですか？

A2. 語学力育成のみを目的とした研修は支援対象外となりますので、管理機関による独自の取組として御検討ください。また、課題研究の一環として行う研修の一部に語学力育成を目的とした取組が含まれている場合には、必要不可欠なものかどうかを精査した上で、経費支援対象とするかどうかを判断します。

Q3. 教員の語学力強化等を目的とした海外研修は支援対象となりますか？

A3. SGH では支援対象外となりますので、管理機関による独自の取組として御検討ください。

Q4. なるべく多くの生徒が海外研修に参加できるよう、生徒に自己負担を求めて良いですか？

A4. 構いません。各管理機関及び学校において御判断ください。

6. 帰国・外国人教員について

Q1. ALTとの違いは何ですか？

A1. ALT は主に英語によるコミュニケーション能力向上のための指導を行う補助者ですが、SGH で支援する帰国・外国人教員は、課題研究内容に関する専門性を有し、単独で授業を行うことが条件となります。このような人材は、連携先の大学から非常勤で派遣してもらうことを想定していますが、免許状を有していない場合は、都道府県教育委員会で必要な措置を講じてください。

Q2. SGH の人件費で、民間の人材派遣会社に雇用されている外国人を指導補助者として雇用することはできますか？

A2. SGH で支援する帰国・外国人教員は課題研究に関する専門性を有し、単独で授業を行うことができる人材を想定しているため、指導補助者の雇用に係る人件費は認められません。

帰国・外国人教員について、連携先の大学からの派遣を想定しているのは、高大接続の観点から高校・大学の両者にメリットがある状態を作り出すことで、指定期間終了後の継続的な取組を可能とする連携関係を整備してもらうためです。

7. 学校環境の国際化について

Q1. 帰国・外国人生徒はどの程度受け入れる必要がありますか？

A1. 各学校や地域の特色に応じて、目標設定シートにおいて独自の目標を定めてください。その際、SGH の目的がグローバル・リーダー育成である趣旨を踏まえ、できるだけ多くの帰国・外国人生徒に高校進学の機会を提供し、異なる価値観を持つ生徒同士が互いに切磋琢磨する環境を整備できるよう、入学者選抜や教育課程の編成において工夫することが望ましいと考えます。

8. 評価・成果の普及について

Q1. 成果の普及はどの程度行う必要がありますか？

A1. SGH は新規事業ですが、成果の普及については、少なくとも指定 2 年目以降には積極的に行ってください。具体的には、ホームページ上の活動報告や各種研修会での先進事例としての報告など広く社会への周知活動を期待しています。

Q2. 国は、全国の SGH 生が取り組んだ課題研究内容について発表する場を企画していますか？

A2. 平成 27 年度以降に行うものとして、現在検討中です。

Q3. 公益性の高いコンクールやコンテストとは、例えばどのようなものがありますか？

A3. 例えば、国や都道府県等の行政機関が主催するもの、模擬国連など公益法人等の公益性の高い団体が主催するものが考えられます。参加経費について支援対象となるかどうかについては、個別に御相談ください。

Q4. 「国際化に重点を置く大学」とは、具体的にどのような大学ですか？(1/29 修正)

A4. 平成 26 年 1 月 14 日現在、文部科学省が支援する「グローバル人材育成推進事業」、「大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業」、「大学の世界展開力強化事業」に採択されている大学のほか、大学の人材養成目的として大学憲章等において国際化を掲げ、実践している大学が考えられます。

Q5. CEFR の B1～B2 レベルとは、具体的にどの程度の英語力を指すのですか？(1/22 追加)

A5. 例えば、英検 2 級～準 1 級、TOEFL iBT 57～109 点程度等が挙げられますが、国内外の外部検定試験を幅広く活用することも可能です。

9. 経費について

Q1. 上限約 1,600 万円というのは、1 年間の支援額ですか、それとも 5 年間の総額ですか？

また、1年間の支援額の場合、2年目以降の支援額はどうなりますか？

A1. 上限約1,600万円は、平成26年度の支援額（案）です。2年目以降の支援額については、1年目の実績を踏まえて今後検討します。

Q2. 支援対象外となる経費を教えてください。

A2. SGH事業の支援に対する目的から、主な支援対象となるのは、課題研究に関連して行うグローバル・リーダー育成の取組です。支援対象外となる経費については、例えば以下を御参照ください（平成26年度スーパーグローバルハイスクール公募要領1.（8）④参照）。

- ① 語学教育を目的とした費用（語学研修参加費、外部検定試験受験料、教員の海外研修に係る費用）
- ② SGHとの関わりが薄い費用（国際バカロレアの認定申請にかかる費用、教員ワークショップへの参加費用）
- ③ 年間行事等、SGH指定以前に既に定例化しているものに対する費用
 - ・研修旅行の中の「研修以外」の行事
 - ・アイスクリームづくり等、観光入場料
- ④ SGHの成果に関係のない、学校そのものの広報に関する費用
- ⑤ 施設の整備、施設に固定する備品
 - ・無線LAN工事
- ⑥ 既存の設備や備品の改造費、修理費及び本来学校運営上整備が必要な品に係る費用
 - ・図書管理用品（図書整理用カード、カードポケット、バーコードシール、カバー等）
※SGHで書籍を大量に購入した際には応相談
- ⑦ 机、椅子（グループワーク用も含む。）書棚、保管庫等、学校の施設整備に関する費用
- ⑧ 常勤教員の人事費（休日出勤手当、時間外勤務手当等含む）
- ⑨ 工事費（学校の施設・設備に変更を加える工事）
 - ・ICT環境整備のための無線LAN工事
- ⑩ 委託費のうち、SGHの主たる取組の運営・運用や開発等を丸投げするような性質のもの
- ⑪ 予備費のような支出目的が未定な費用
- ⑫ 大規模なICT関連備品等の購入等、情報化施策との切り分けが困難な費用
※ただし、海外高校との共同研究等において必要性が認められるなど、カリキュラム遂行上不可欠なものについては、適切な数量のリースが可能。
- ⑬ 食糧費、生徒の資格取得費用等、特定個人の利益に資する費用
- ⑭ 電話代、光熱費、プロバイダー費等、他の目的との切り分け等の理由で算出が困難な費用（SGH成果普及用の費用は内容を勘案して可能）
- ⑮ その他、事業を遂行する上の必要性を鑑み、不適当なもの（数量、目的、内容が不明確なもの）

Q3. 海外大学進学サポート（エッセイの添削やSAT対策等）に係る費用は対象となりますか？

A3. 海外大学進学サポート自体は支援対象ですが、例えば課題研究の英語論文指導としてネイティブの外部講師を活用している場合、当該講師が課題研究の一環としてエッセイの添削も行うことは考えられます。その際、エッセイの内容と課題研究との関連性を明確にする必要があります。

Q4. 連携協力を行う学校に係る費用は支援対象となりますか？

A4. SGH 経費は、原則として指定校の取組を支援対象としますが、研究開発実施計画に、連携協力を行う学校等が連携校として明記され、当該連携が取組の主たる要素となっている場合に限り、支援可能とします。個別の事例については、その都度必要性を確認する場合もあります。

Q5. 運営指導委員会の運営に係る経費は支援対象となりますか？(1/29 追加)

A5. 運営指導委員の諸謝金や旅費、会議費等が対象となります。

Q6. 海外から研究者や高校生を招聘する費用は支援対象となりますか？(1/29 追加)

A6. SGH 事業の一環として、海外の研究者を日本に招聘して講義講演を行ってもらう等の場合、当該研究者の渡航費は支援対象となります。一方、海外の高校生やその引率教員を招聘する場合は、渡航費は支援対象外であり、日本到着以降の国内移動費等のみ支援対象となります。支援できる内容は、国内在住者と同じです。

Q7. 国内外の研修を実施する際、航空券の手配やバスの借り上げ等を旅行会社へ委託する予定です。この場合は「スーパーグローバルハイスクール委託要項」の「8. 再委託」に該当しますか？(1/29 追加)

A7. 該当しません。旅行会社への委託料の中においても、経費支援対象外となる項目が含まれている可能性がありますので、対象となる項目についてそれぞれの経費区分に計上してください。具体的には、航空運賃等は旅費に、バスの借り上げについては借損料に計上してください。

10. 他事業との関係

Q1. 同一校が、SSH と SGH の両方に指定される可能性はありますか？

A1. それぞれの事業の目的及び趣旨を適切に整理した上で取組を実施する場合、SSH 指定校がさらに SGH に指定される可能性はあります。ただし、

- ・双方の事業目的を達成できるだけの教育プログラムの提供や教育体制の整備等が必要であること
- ・同一の取組に対して、複数の事業から経費支援を行うことは想定していないことについて、御留意ください。

Q2. SGH に指定されるためには、国際バカロレアのカリキュラムを導入する必要がありますか？

A2. SGH は国際バカロレアのカリキュラムを前提としていませんので、必要ありません。したがって、国際バカロレア認定校が審査の際に有利になるものではありません。国際

バカロレア認定校であっても、SGH の指定を受けるためには、SGH の趣旨及び目的を踏まえた計画を申請する必要があります。

1.1. 今後の予定

Q1. 平成 26 年度以降も新規の指定はありますか？

A1. 平成 26 年度の実績を踏まえて、今後検討する予定です。